

# 独占禁止法審査手続に関する指針(案)の問題点

## ☆「独占禁止法審査手続に関する指針」とは？

公正取引委員会が「行政調査手続の適正性をより一層確保する観点から、これまでの実務を踏まえて行政調査手続の標準的な実施手順や留意事項等」を明確化する、として策定、公表する予定。

⇒「被疑事業者の防御権の確保」の観点(平成25年改正法附則16条、衆院経済産業委員会附帯決議(2013年11月20日)が欠落。

## ○立入検査・供述聴取 共通

### ①直接強制であるような誤解を与える表現

「立入検査その他の処分は、相手方がこれを拒否した場合に直接的物理的に実力を行使して強制し得るものではないが、…間接強制力を伴ったものであり、違反被疑事業者等が、調査に応じるか否かを任意に判断できる性格のものではない。」

⇒正当な理由がある場合には立入検査、供述聴取を拒否できることを明確にすべき。

## ○立入検査

### ①立入検査の対象範囲の合理性

「立入検査は、違反被疑事業者等の営業部門、経理部門、法務部門等その名称にかかわらず、審査官が事件調査に必要であると合理的に判断した場所に対して行う…」

⇒調査目的、調査事項等からみて合理的根拠に基づき客観的合理的な範囲かつ社会通念上相当な限度で行い、特に法務部門への立入検査は慎重に判断することを明記すべき。

### ②立入検査時における弁護士の立会い

「立入検査において、…弁護士の立会いは、事業者の権利として認められるものではないため、弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つ必要はない。」

⇒「弁護士が到着するまで立入検査の開始を待つ必要はない」との記載を削除すべき。

## ○供述聴取

### ①弁護士の立会い、録音・録画、メモの録取

「供述聴取時の弁護士を含む第三者の立会い…、供述聴取過程の録音・録画、…供述聴取時における聴取対象者によるメモの録取については、違反被疑事件の実態解明の妨げになることが懸念されることなどから、これらを認めない。」

⇒違反被疑事件の実態解明の妨げになる懸念がない場合、供述聴取における弁護士の立会い、録音・録画、メモの録取が認められるべき。

### ②聴取時間・休憩時間

「供述聴取は、1日につき8時間(休憩時間を除く。)までを原則とし、聴取時間が1日につき8時間を超える場合には、聴取対象者の同意を得る…」

⇒供述聴取者には、あらかじめ聴取時間の目安が伝えられるべき。

## ☆今後の課題 「弁護士・依頼者間の秘匿特権」

「弁護士との間の一定のコミュニケーションについて、行政当局の調査手続における提出又は開示を拒むことができる権利」

⇒弁護権の保障、企業のコンプライアンス確保、国際取引における日本企業の不利益の回避等のため、認めるべき。